

大饗小考

告 井 幸 男

はじめに

平安時代の儀式については、古記録や儀式書などから、その構成やプログラム、あるいは設いや人々の挙止などについて、様々な情報を得ることが出来る。中には、それらの史料が記されたよりも、はるか以前の古体を留めている場合も多い^①。また、その時々々の政治史の一齣が垣間見えることもある。本稿では、大饗を例に、その一端を示したい。^②

一 勸盃

『小右記』永延元年（九八七）正月一九日条に、摂政兼家（無官）の大饗の記事が見える。

早朝、内より罷り出で、摂政殿に参る。今日、大饗なり（朱器大盤を用ふ）。尊者いまだ向はれざるの間、公卿、寢殿と西対北渡殿に著かる。主人、出居して、飲食を公卿及び殿上人に差めらる（公卿は懸盤、侍臣は机を用ふ）。未の終に両丞相参らる（左府の掌客使は左少将齐信（四位）、右府は内藏頭高遠）。主人、南の階より降り立つ。両丞相以下史以上、南庭に列立して拝礼。□□主人・左丞相、相共に昇る。尊者著座（直に簀子を進む）。主人、仮に廂の座に著く。右

丞相、簀子敷より西に向かひ、弁・少納言の座の前を経て、上達部の座の末を度り、奥座より座に著く（左府は南、右府は北）。次第著座す。主人、盃を執り、左府に勸む。左中将正清、盃を執りて右府に勸む。二献は内藏頭高遠・左中将公任。三献は権大納言道隆・権中納言道兼、主人の命に依り勸むるところと云々。次第、頗る違濫の事など有り。右大弁懐忠云はく「先例、主人勸盃す。しかるに、権大納言道隆、被物・勸盃す。其の詞に云はく「足下、労するところ有りて、相進るあたはず」てへり」と。政官の給禄、下り立つ例の如し。但し右大弁下り立たず。尊者已下御禄と云々。両尊者に馬各々二疋。亥時ばかりに、事畢りて各々分散す。

ほぼ、大饗の全体が描かれているが、儀式書や他の大饗記事などを参考にしながら、いくらか補説したい。

朱器并大盤については『西宮記』『北山抄』『江家次第』にも記述があり、『西宮記』に「藤氏一大臣大饗用朱器台盤」、『江家次第』に「藤氏長者、朱器台盤」「藤氏一ノ大臣用朱器大盤」とある。実例では『中右記』寛治三年（一〇八九）一月二二日（摂政太政大臣師実大饗）「天晴、殿下有朱器大饗」、尊者三人、嘉保二年（一〇九五）一月一九日（関白内大臣師通大饗）「朱器大饗」十九日、関白殿於「賀陽院」有朱器大饗」など、「朱器大饗」という語も見える。

主人が飲食を薦めたというのは、『北山抄』に「参議以上着弁少納言座小飲」、「江家次第」に「於弁・少納言座、小飲（之を待膏（マチアブラ）と謂ふ）」とある。『九条殿記』天曆七年（九五三）正月五日条（右大臣師輔大饗）によれば、過差だということで承平年中に忠平が停止したが、このときにやはり復活したという。王卿のなかに気上の輩が出たりしたからであった。

小飲しているうちに、「両丞相被_レ参_レ」れたのであるが、『北山抄』に「尊者到来之時（中略）尊者入_レ門。当_二第一人_一揖而入_レ自_二中門_一、進_二出_二庭中_一」、「江家次第」に「尊者入_レ門、当_二第一納言_一揖、入_レ自_二中門_一、進_二出_二庭中_一」と、入門の際の作法が記されている。実例でも、例えば『左経記』寛仁四年（一〇二〇）正月廿二日条（関白内大臣藤原頼通於上東門院大饗）に、「両府留_二大納言前_一揖」とある。万寿二年（一〇二五）正月廿日条（関白左大臣頼通大饗）にも、「尊者下_レ車、（於_二幄_一階東_二下_レ自_二車_一、）当_二大納言_一揖入_二中門_一」とあり、『後二条師通記』寛治三年正月二二日条にも「当_二大納言_一揖雁行」など、第一納言に対する揖が見える。

その二人の大臣の請客使について、「左府掌客使左少将斉信、四位、右府内藏頭高遠」とあるが、『西宮記』に「掌客使 近代四位」、「北山抄」に「奉_レ遣_二掌客使_一（中略）以_二四位_一為_レ使（後略）」、『江家次第』に「遣_二掌客使_一（以_二四位_一為_レ之（後略）」）とあり、四位が例であった。実例もほとんどがそうである。『小右記』は掌の字を用いる。中国風である。

尊者を迎えるため、「主人降_二立_二自_二南階_一」つのであるが、『北山抄』に「主人降_レ自_二南階_一、当_二座下方_一而立」、「江家次第」に「主人降_レ自_二南階_一、当_二座下方_一立」とある。これは主人が太政大臣の場合、あるいは尊者が納言の場合は異なり、その際には上方に立つ。つまり大臣間に差別はないが、太政大臣と大臣、あるいは大臣と納言は格別であるということである。これはあらゆる儀式に共通する、当時の貴族の意識である。大臣

同士であれば下方で迎えるが、納言が相手であれば上方で迎える^③。また、迎える主体が太政大臣であるときも、同様である。つまり太政大臣にとって他の大臣は、大臣にとっての納言と同じ身分差があるわけである。長徳元年（九九五）一月二八日の内大臣伊周大饗における引出物に関して、実資は「先例大臣与_二大臣_一之時、尚有_二此礼_一、於_二大臣与_二大納言_一乎」と記している^④。請客使も太政大臣大饗の場合は、五位を遣わす（『長秋記』天永四年（一一一三）正月一六日条所引九条殿御記）。四位を遣わすほど相手に敬意を払う必要がないからである。

全員揃ったところで、「両丞相以下史以上、列_二立南庭_一拜礼」するのであるが、『西宮記』に「共拜」、「北山抄」に「大臣以下列_二立階前_一、（中略）再拜訖」、「江家次第」に「大臣以下列_二立階前_一、主客共再拜」とある。なお、雨や地湿の場合は行なわれないのが故実であり（『西宮記』に「雨日不_レ拜」、実例も多見するが、主人の意思によるなどして行なわれることもあった。

続いて、「主人・左丞相々共昇、尊者著_レ座（直進着_レ座）」するが、『西宮記』に「通辞讓、双昇」、「北山抄」に「主人・尊者相並昇_レ自_二南階西端_一、著_レ座」「就_レ南之人経_二弁・少納言座_一上進着」、「江家次第」に「主人・尊者相並昇_レ自_二南階東西端_一、着_レ座」「尊者直着_レ座」とある。本文の欠字部分は、主客相通揖讓に関する記述であろうか。尊者の座は東西行の東端になるが、今回の場合であれば、左大臣雅信が南（外）座、右大臣為光が北（奥）座である。雅信は階を上って、ほぼ直線で座に着いたわけである。『後二条師通記』寛治三年（一〇八九）正月二二日条（撰政太政大臣師実大饗）では、「左大臣、簀子敷より西に折れ行き、庇間より入りて、更に東に折れ庇を経て、着す」とあり、いったん西に行き庇の間を東行して着くとしている。

次に、「主人仮着_二庇座_一」くのであるが、これはいわゆる親王座であ

る。『西宮記』に「主人便着_レ庇」「親王着_レ座_{（庇）}」、『北山抄』に「主人先就_二親王座上方_一」、『江家次第』に「主人者登_レ自_二階東頭_一」、經_二簀子西_一渡、可_レ着_二親王座_一也」とある。『九条殿記』天曆七年（九五三）正月四日条（左大臣実頼大饗）にも「主人暫就_二南廂垣下親王座_一」とある。親王は主人とともに、主催側の立場であった。

もう一人の客人である為光は、「右丞相從_二簀子敷_一向_レ西、經_二弁_一・少納言座前_一、度_二上達部座末_一、自_二奥座_一著_レ座、_{（左府南、右府北、）}とみえるが、『北山抄』に「第一人着_二南座_一」「右大臣經_二座末_一著也」「着_レ北之人、入_レ自_二弁_一・少納言座下_一着_レ之」とあり、対応している。前述『後二条師通記』寛治三年（一〇八九）正月二二日条でも、「右大臣昇りて庇に入り、弁の座の前を経て、奥方に進み着す」とある。反コの字型に歩むわけである。

続いて他の人々も「次第著_レ座」するが、『西宮記』に「諸卿著_レ座、弁・少納言已_レ下着、親王着_レ座」、『北山抄』に「納言以下昇_レ從_二同階_一、着_レ座。次弁・少納言着_レ座。次外記・史着畢」、『江家次第』に「納言以下一々昇_レ從_二同階_一着_レ座（中略）次弁・少納言從_二掖階_一昇_レ著_レ座（中略）次外記・史着。酒部幄人各着_レ座」とあり、順に記載が詳しくなっている。南階を昇れるのは公卿だけであった。『左経記』寛仁四年（一一〇二）正月廿二日条（関白内大臣頼通大饗）にも、「次弁少納言昇_レ自_二巽角階_一着_レ座、_{（北上西面、）}次外記史昇_レ自_二東坤角階_一着_レ座」とある。

そして宴が始まるわけであるが、「主人執盃勸左府」について、『北山抄』に「主人勸_二盃尊者_一」、『江家次第』に「主人勸_二外座尊者_一」とあり、対応している。「二献、内蔵頭高遠・左中将公任」に関しては、『江家次第』に「次二献。殿上四位二人、執_二内外座坏_一」とあり、対応している。高遠は永観二年（九八四）正四位下、永祚二年（九九〇）從三位で、公任は天元四年（九八二）從四位下、五年從四位上、寛和元年（九八五）正四

位下、長保元年（九九九）從三位である。献者が二人いるのはもちろん、北座（奥座）と南座（外座）のためである。

次に、「三献、権大納言道隆・権中納言道兼」であるが、『江家次第』に「次三献、殿上四位勤_レ之」とあり、他の実例に検しても、四位が例である。道隆・道兼は言うまでもなく、兼家の子息であり、これが政治的意図に発するものであることは明らかであろう。ましてや、「主人の命に依り勤むるところ」とあれば尚更である。長徳元年（九九五）正月二八日の内大臣伊周大饗で、二献を弟の三位中将隆家が行なっているのも、同様であろう。また、正暦四年（九九三）正月二八日の内大臣道兼大饗では、左大臣雅信の掌客使として左中将正光が行くはずだったが、摂政道隆の命により、道隆の子隆家が勤めている。これも中関白家の勢威を高めんがためのものであろう（以上、実例は『小右記』より）。

実資が「次第、頗る違濫の事など有り」と記しているのは、これだけではなかった。右大弁懷忠が「先例では主人が勸盃するのに、権大納言道隆が被物・勸盃をした」と言うのであるが、確かに『西宮記』に「主人執盃、進大弁座」、『北山抄』に「若有_二非参議大弁_一・一世源氏者、主人各勸_レ盃」、『江家次第』に「主人勸_二盃於非参議大弁_一」とあり、懷忠（非参議大弁）の言い分は正しい。懷忠が有職の公卿であったことの一つの例である。彼は実資の母の従兄弟にあたる（母が道明女。また、同じく道明孫の別の従姉妹との間に重尹を儲けている）。天曆三年（九四九）正月一四日の右大臣師輔大饗でも（『九条殿記』、師輔が「便留_二非参議大弁座_一、召_レ盃又勸」とあり、『猪隈関白記』正治元年（一一九九）六月二二日条の源通親任内大臣大饗の記事にも「主人起_レ座、勸_二盃於非参議大弁_一」とある。『左経記』万寿二年（一一二五）正月廿日条（関白左大臣頼通大饗）にも、「七八巡後、主人進_二居寝坤角縁_一取_レ盃、_{（此間諸弁又下長押、々々辺列居、）}經_二弁座後縁_一、居_二右大弁座上_一、示_二可_レ上之由_一」とする。右

大弁は藤原重尹で、前述懐忠の子、非参議である。左大弁定頼は参議であり、重尹が弁の上首であることは、同日条の列立の箇所に「大納言以下列立^三立中門外^一、(東上南面、)其後右大弁、次四位少納言、次余以下弁^一列立、(大弁当^三下臈大納言後^一立、少納言頗絶^レ廊立、)此後外記史列立、(上臈外記当^三下臈弁後^一立、下臈史等頗立曲立、)」と見えることからわかる。^⑧

以上、三献と非参議への行酒が違例だったわけであるが、但しそれが実資の言うほどの違濫であったのか、兼家の横暴な行いであったのかといえ、一概にそうとも言えない側面もある。というのも、天慶四年(九四二)正月四日の摂政太政大臣忠平大饗で、三献を右大将実頼と左衛門督師輔が行觴しているのである(『九曆』)。時に前者は大納言、後者は権中納言で、言うまでもなく摂政忠平の子息である。今回、摂政兼家の二人の息の納言が三献を行なったのと、同様のことがなされているのである。実資は前者の孫(養子)、兼家が後者の子にあたること、更に言うまでもなからう。

また、同大饗では、非参議大弁(源清平)への勸盃を主人の兄の仲平が行なっている。それは忠平の命によるものであったが、その言のなかに「所労ありて客に謁せず」とある。今回兼家が「足下、所労有りて、相進るあたはず」と言ったのと一致しよう。仲平は息ではなく兄であるが、彼が引き受けたのは「僕は主公に於いて他の客の如きには非ず」、すなわちナンバーワンの近親だったからであり、この点は兼家における道隆と同様である。仲平から相談を受けた重明は、「先例、主人は此の事有り。尊者が之を行ふは見ず。然れども委託に因り之を行ふは、必ず後代の例たり、美談たるべし」と答えている。^⑨前例にはなかったことが、こうして後代の例となり美談となるべき故実となったのである。これは本来、主人から尊者へと委ねられたものであったが、仲平が尊者であり兄であ

ることから、兼家はこれを近親者と読み替え、「所労有り」という共通性を拠所として、相応する先例に据えたのである。斯様に、先例・故実とはその時々により、共通する点、相違する点を様々に取捨選択、時には換骨奪胎することによって、読み替え・再解釈が行なわれ、変形・展開していくものである。当該期を先例にしばられていた時代と見るのは正しくない。先例から演繹的に結論が導き出されるのではなく、先に結論ありきで、そこから帰納的に先例が探し出され、双方向のやり取りの中で、新たな故実が生まれていくのである。

宴が終わり、禄が行なわれるが、「政官給^レ禄」については、『西宮記』に「史生禄、史・外記禄、弁・少納言禄」、「北山抄」に「先給^二史生禄^一(中略)次外記・史、次弁・少納言」、「江家次第」に「次給^二史生禄^一、次給^二外記・史禄^一、次給^二弁・少納言禄^一とある。「下立如例」についても、『西宮記』に「立^二南庭^一」「列^二砌下^一」、「北山抄」に「弁以下史以上、下^二立砌前^一、一揖而退」、「江家次第」に「次弁・少納言以下下立。各纏頭、立^二砌下^一、一揖」とある。

次に、「但右大弁不^二下立^一」とあるのは、一見、懐忠が前述の兼家の作法に対する不服からと思われがちだが、『北山抄』に「非参議大弁不^二下立^一」、「江家次第」にも「非参議大弁不^二下立^一」とあり、故実である。これは大弁が他弁とは格別であることによる。^⑩『左経記』万寿二年(一〇二五)正月廿日条にも、「右大弁(藤原重尹。非参議)不^二下立^一、是依^二先例^一也」とある。

次に「尊者已下御禄云々」については、『西宮記』に「参議禄、中納言・大納言、次尊者禄・親王禄」、「北山抄」に「次参議、次納言、次尊者禄、次親王禄」、「江家次第」に「次参議禄、次納言禄、次尊者禄」とあり、上官同様、下から給わる例であった。^⑪前述道兼大饗の記事に、実資は「自^レ下行^レ禄。二所大饗、至^二上達部禄^一始^レ自^二大納言^一。又撰政殿大

饗日、自「尊者」奉「祿」。非「前例」。今日相定所「行也」と記す。親しい実資の意見を道兼が取り入れたのであろう。

「両尊者馬各二疋」は、『西宮記』に「尊者祿（女襲・馬・鷹）」、「北山抄」に「次尊者牽出物（馬二疋（後略）」、「江家次第」に「次引出物、馬各二疋」とある。そして「亥時許事畢各分散」となるが、『西宮記』に「尊者退（下）自「南階」」、「北山抄」に「尊者下自「南階」退出」、「江家次第」に「尊者退（下）自「南階」」とみえる。

二 親王と源氏そして太政大臣

親王座の語は撰関期のみならず、この後も院政期を経て鎌倉時代の記録類にも見える。もちろん、すでにそこに親王が着くことはなかった。しかし本来は文字通り親王座であったことは言うまでもない。そして実際、重明親王などは垣下親王として、一献を行なっていることが散見する。天慶八年（九四五）正月五日右大臣実頼大饗の記事によれば（『九条殿記』、「垣下親王座在「南廂西二三間」、北面東上、立「黒柿机各一前」であつた。ちなみに「主人大臣座在「南廂西第五間」、西面、以「讚岐円座一枚」敷、机一前立「座後東方」、以「南北」為「妻」であり、もてなす側の主人座と親王座が、饗全体を見晴らす位置にあつた。

同饗では、刑部卿源清遠が一世源氏座に就き、主人が勧坏している。天曆五年（九五二）正月一五日右大臣師輔大饗では、同じく源盛明の例が見え、延喜八年（九〇八）正月四日左大臣時平大饗にも一世源氏の参加が確認できる（以上、実例は『西宮記』より）。一世源氏座もちろん当初は実のあるものであつた。

『九曆』天曆二年（九四八）正月五日条の右大臣師輔大饗では、初献の南座を師輔、北座を彈正尹元平親王、二献は兵部卿元長親王・中務卿重

明親王、三献は右兵衛督源自明・侍従源為明（ともに一世源氏）が勤めており、饗終了後、垣下親王の式部卿（敦実。遅参）・彈正尹・兵部卿・中務卿の四人は、引出物として馬一疋を与えられている。敦実を除く三人は、録事の次の雅楽寮の奏楽に舞つてもいる。前述の実頼大饗では、「垣下親王式部卿敦実・彈正尹元平・兵部卿元長・中務卿重明・式明・有明・章明合七所通勸」益、また、「一世源氏料机令」立「南簀子敷」、即令「着」源氏（中略）大臣取「益勸」源氏」とある。そして垣下親王は祿を最後にもらい、引出物は上臈四人に馬一疋、今二人に鷹一聯であつた（章明は給う前に退出）。『九条殿記』天慶五年（九四二）正月五日左大臣仲平大饗で「垣下親王元平並有明也（中略）次垣下祿」、七年正月四日条の左大臣実頼大饗でも、「主人及式部卿親王勸」益、主人尊者、親王勸「於奥座」とあり、三年正月一四日の右大臣師輔大饗では、非参議大弁への勸益のあと、「召」一世源氏座「勸」益」とあり、十世紀中葉までは、親王・一世源氏とも実を持った役割を大饗において果たしていた。

中世になると、『殿曆』天永三年（一一二二）一二月一四日条「敷」穩座、余以下々「居」其座、予撤「一世源氏座」、永久一年（一一一三）一月一六日条「此間撤」一世源氏座、敷「穩座於南簀子」、永久四年一月二三日条「各座定後、主人起」座、經「簀子」至「一世源氏座」催「益（中略）此間改」源氏座「敷」円座、上達部下「居」穩座、「猪隈関白記」正治一年（一一九九）六月二二日条の、一献における主人の尊者への勸益場面に「次余揖起」座、左廻經「南簀子」、跪「一世源氏座」、南簀子西第一間迫「欄敷」紫端帖一枚也、また上官の録事の後に「次予起」座、如「初於」一世源氏座「取」益、（献人同前、）入「自」西第一間、勸「非参議大弁實実」、穩座を敷く箇所に「則敷」穩座、（菅円座、五位諸大夫役之、）南階以西敷之、先撤「一世源氏座」、諸卿移着、予就「第一座」、尊者就「第二也」などというように、穩座に移る際に一世源氏座は撤去されるが、そ

れまでは敷かれていた。もちろん一世源氏がなくなるともである(この時期には当然でないが)。親王座もそうである。垣下親王も次第にいなくなるが、それでも親王座は敷かれていた。

これは例えば弓場始において、天皇御料の弓矢・鞆などの天皇親射の設備が、いったん設営されてから撤去されるのと類同であろう。弓場始はそもそも天皇が射ることが目的であった。『続日本後紀』承和元年(八三四)正月甲戌(廿三日)条に、「於永安門裏西掖廊前、新作^レ棚、備^二于御射^一。紫宸殿西南端廊被^二徹毀^一、以^レ礙^二箭道^一也」とあり、紫宸殿には本来、東北廊(左近陣)、東南廊(軒廊)、西北廊とともに、西南廊もあつたのだが、御箭の道の障碍になるということで、このとき撤去されたのである。二月甲午(十三日)条に、「上始御^二射場^一」とあり、以後しばしば出御がある。『九曆抄』天曆元年(九四七)十一月三〇日条に「弓場始、主上先射給^レ当^レ的事」とあるように、御射の実例も見えるが、実際は儀式開始後間もなくして御料は撤される。しかし御射がないことがわかつていても、必ず設営はされるのである。

親王座や一世源氏座も、一世源氏が存在せず、垣下親王の出席もなくなる後世には、実質を伴わない不必要なものであつたが、設営は続けられた。これは弓場始の御料と同様、当該儀式が創始された当初の姿を、伝えているものといえる。『大鏡』(太政大臣基経)に、「良房の大臣の大饗にや、昔は親王達、必ず大饗につかせ給ふ事にて」とあることなどや、その他の史料の記述から、大饗は良房のころに始まったと考えられている。一世源氏や親王が廟堂に重きをなしていたのは、まさに九世紀のこの時代である。一世源氏が廟堂に名を連ねたのは、嵯峨源氏の信に始まり、以降常・定・弘・明・融、仁明源氏の多、嵯峨源氏の生・勤、そして文徳源氏の能有、仁明源氏の冷・光、々孝源氏の是忠・貞恒、陽成源氏の清蔭、光孝源氏の是茂、醍醐源氏の高明・兼明・自明と続くが、何

といつても初期の嵯峨源氏は、納言・大臣に昇るものも多く、一時期に六人が公卿を占めることもあつた。

親王が朝廷でそれなりの位置を占めていたのもこの時期である。光孝にいたっては遂に即位するに至つたが、彼以外にもこの前後には、それなりの政治的地位にあつたものが少なくない。嵯峨の良を通字とする諸親王、淳和の貞を通字とする諸親王がこの頃まで生存して活動しており、以降、仁明から前述した醍醐の諸親王に至るまで、継続して大饗その他の朝儀に参列している様子が確認できる。仁明皇子には光孝(時康)以外にも、人康(貞観没)・本康(延喜没)・国康(昌泰没)・常康(貞観没)などがおり、中でも本康は有職故実に詳しく、基経とともに後世に伝わる故実形成に大きな役割を果たしており、八条式部卿親王(本康)説は、儀式書や記録類にしばしば引かれ、日記のあつたことも確認できる。

また、儀式書にも実例でも、太政大臣大饗での作法に言及することが多いが、これも良房・基経の時期のことを指しているであろう。親王・源氏・太政大臣がそろって、朝儀において活躍していた時期の様相が、大饗についての儀式書や古記録の記述にあらわれているのである。

おわりに

大饗には他にも、蘇甘栗使、史生への御酒、上官の録事の召仰など、興味深い考察対象が存在する。四献からは上客料理所益(土器)を用いること、宴座は雅楽寮の舞楽で穩座は御遊(管絃)であることなど、他の儀礼とも共通する様相も見える。

また、本稿では簡単な言及に止めたが、非参議大弁が格別なことも儀式書に諸々記述があり、実例でも例えば『左経記』万寿二年(一〇二五)正月廿日条(関白左大臣頼通大饗)の給禄の箇所に、「次弁少納言、(同衾

各各二帖、但右大弁并同色大掛一領云々、また装束を記した箇所にも、「今日高麗舞之間、上下昇燈、尊者座南北方各一燈、母屋西二間南廂一燈、右大弁座前一燈、外記等座上下各一燈、庭中立明、〈近衛司等〉池岸加々利火量便立列」とあり、天慶四年正月四日撰政太政大臣忠平大饗（『九曆』）でも「左大臣代主取盃、勸非参議大弁」（『曆云、有非参議大弁、仍台一前頗絶席、其程三寸許、數無褥円座、但下敷畳不絶』）と見える。

これらも含めた大饗の全体的歴史的考察は稿を改めることとし、ひとまず筆を擱く。

注

- ① この点で吉川真司「律令国家の女官」（『日本女性生活史』一、一九九五年）『律令官僚制の研究』（塙書房、一九九八年）所収は、平安時代の様相から大化前代以来の歴史的展開を見通した、代表的研究である。
- ② 大饗については、山中裕「大饗と臨時客」（『日本歴史』九一、一九五六年）、太田静六「大饗と寝殿造の用法」（『日本歴史』二五三、一九六九年）、神谷正昌「大臣大饗の成立」（『日本歴史』五九七、一九九八年）、同「任大臣大饗の成立と意義」（『国史学』一六七、一九九九年）、川本重雄「正月大饗と臨時客」（『日本歴史』四七三、一九八七年）、倉林正次「大臣大饗の研究」（『国学院大学日本文化研究所紀要』一一、一九六二年）、同「大臣大饗―王朝貴族の新年宴会―」（『歴史公論』七一、一九八二年）、同「イラスト復元 大臣大饗」（『週刊朝日百科日本の歴史』六一、一九八七年）、野場喜子「大饗の食器」（『国立歴史民俗博物館研究報告』七一、一九九七年）、山下信一郎「大臣大饗と親王」（『奈良古代史論集』三、一九九七年）などの研究がある。
- ③ 『九条殿記』承平四年（九三四）正月四日撰政左大臣忠平大饗の記事に「饗畢後、太閤仰云、得大臣客者拜礼之間、立南階東辺、得納言者立西辺、此故実也」とある。
- ④ 『殿曆』嘉承二年（一一〇七）正月一九日条（関白右大臣忠実大饗）に

も「大納言為尊者時、不見引出物」とある。

- ⑤ 他にも『小右記』正暦四年（九九三）正月二八日（内大臣道兼大饗）「主人暫着親王座如例」、『左経記』寛仁四年（一〇二〇）正月廿二日（関白内大臣頼通大饗）「主人暫着親王座」、万寿二年（一〇二五）正月廿日（関白左大臣頼通大饗）「主人便着親王座」など、枚挙に遑がない。なお、『小右記』正暦四年（九九三）正月二三日条（撰政（無官）道隆大饗）は「中右記」寛治三年（一〇八九）二月一日条裏書に引かれる。
- ⑥ 前掲山下氏論文。
- ⑦ 四献以後は公卿でよい。实例も多い。
- ⑧ 大日本古記録『御堂関白記』寛弘五年（一〇〇八）一月二五日（道長大饗）に「又勸非参議・大弁盃」と中点を入れ、また『愚昧記』承安一年（一二七一）一月一九日（撰政太政大臣基房大饗）に「於一世源氏座取盃、勸外参議大弁」とするのは誤り。
- ⑨ 以上『西宮記』、所引『吏部王記』による。『九曆』にも記述がある。
- ⑩ 『九条殿記』天曆七年（九五三）正月四日条（左大臣実頼大饗）では、左右大弁（大江朝綱・藤原有相）の禄が参議と同じとされている。師輔は「故実不慥」とし、弟の師氏（桃園宰相。右衛門督）が定め行なったことだと記す。五日条（右大臣師輔大饗）にも「依石金吾之固執」とする。後者は『西宮記』も引く。承平四年（九三四）正月四日撰政左大臣忠平大饗も「非参議大弁禄同参議禄」である。『猪隈関白記』正治元年（一一九九）六月二日条（源通親任内大臣大饗）には「次弁・少納言禄（赤衾一重。但大弁赤樹）」とある。このとき参議禄は樹である（三位は鳥子重樹一重、四位は赤樹一領）。
- ⑪ 但し同官内では上臈から給わったようである（『殿曆』天永三年（一一二二）二月一日撰政忠実任太政大臣大饗・永久元年（一一一三）正月一六日条（太政大臣忠実大饗）、『猪隈関白記』正治元年（一一九九）六月二日条（源通親任内大臣大饗）など）。
- ⑫ 本康と有職故実については、竹内理三「口伝と教命」（『律令制と貴族政権Ⅱ』御茶の水書房、一九五八年。初出は一九四〇年）。また時康と共に兄弟で音楽に長けていたことは、拙稿「雅楽の楽と近衛の楽」（『日本伝統音楽史研究』第二号、二〇〇五年）。

⑬ 他の儀式でも様器から土器（春日・深草など）への変更が行なわれる。
吉江崇「平安時代宮廷社会の〈土器〉」（『史林』八九―六、二〇〇六年）。

⑭ 注⑫拙稿。

（京都大学研究員）